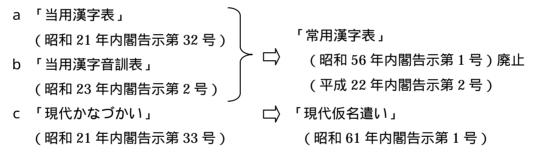
法令の用字・用語

序説

1 法令の用字と用語

戦前・戦後の法令文における用字と用語

- ア 戦前の法令文
 - (ア) 用字・用語に制限なし(片仮名書き・文語体、旧かな遣い、句読点なし)
 - (イ) 改善のための努力
 - a 「諸布達ノ儀八事理弁知シ易キヲ旨トシ可成丈平易ノ文字相用侯様注意可致此相達候事」 (明治8年2月4日太政官達)
 - b 「法令形式ノ改善二関スル件」(大正15年6月1日内閣訓令)
- イ 戦後の法令文 法令民主化の思想 -
 - (ア) 平仮名書き口語体の採用
 - (イ) 難解な漢字の使用制限



- (ウ) 左横書き化(昭和 24 年内閣甲第 104号、昭和 27 年内閣甲第 16号、昭和 34 年自治庁 訓令第 6号)
- 2 「法令等における漢字使用等 (平成 22 年内閣法制局総発第 208 号)」 正確さ・一義性 VS 平易さ
 - (1) 同音語
 - ex.会議(開議) 調整(調製 作成) 改定・改訂 改定、公告・抗告・広告
 - (2) 似た意味の言葉
 - ex. 交代・更代・更迭(こうてつ) 交代
 - (3) 意味の通じにくい、難しい言葉
 - ex. 臨検 立入検査、蔵匿(ぞうとく) かくまう、編綴(へんてつ) とじる、堰堤(えんてい) ダム、賜与(しよ)

- (4) 常用漢字表に外れた漢字を用いた場合 ex. 昏酔 こんすい、疏明 疎明、首魁 首謀者、蛾
- (5) 常用漢字表にあっても仮名で書くものex.又 また、且つ かつ、外 ほか
- 3 法令上の用語を改善するための法改正
 - ex.「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」(平成 10 年法律第 110 号) 「精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 94 号)
- 4 法令用語の使用目的
 - (1) 意味の違いの明確化 ex.「推定する」「みなす」、「直ちに」「速やかに」「遅滞なく」
 - (2) 条文構造の明確化 ex.「又は」「若しくは」、「及び」「並びに」
 - (3) 表現の簡略化 ex.「準用する」、「例による」
 - (4) 条文相互間の関係の明確化 ex.「別段の定め」「特別の定め」、「~の規定にかかわらず」
- 5 法令用語に関する若干の論点
 - (1) 法令用語と日常用語 ex.「善意」「悪意」、「婚姻」「結婚」・「離婚」「離縁」、「社員」
 - (2) 法令用語と講学上の用語 ex.「許可」「特許」「認可」「免許」、「取消し」「撤回」
 - (3) 類似した法令用語の使い分け ex.「その他」「その他の」、「削る」「削除」、「改正する」「改める」
 - (4) 法令独特の用語 ex.「施行する」「適用する」「当該」「係る」

文体

口語体の「である体」

〔例外〕 文語体・片仮名書きの条例・規則の一部を改正する場合、既存の条例・規則のいわゆる 「地」の部分に溶け込むこととなる部分に限り、文語体・片仮名で表記

用字 - 文章に用いる文字及び符号 -

1 漢字

- (1) 条例・規則における漢字使用
 - cf.「「法令における漢字使用等について」(平成 22 年内閣法制局総発第 208 号) 別紙 1 漢字使用について」
 - 「「公用文における漢字使用等について」(平成 22 年内閣訓令第1号)別紙1漢字使用について(1)」
 - ア 「常用漢字表」の本表及び付表 (表の見方及び使い方を含む。)による。
 - イ 通用字体

旧字体(康熙字体等)と通用字体との間には同一性があるものとされる。

- ウ 「常用漢字表」にない漢字を用いた言葉
 - (ア) 仮名書きにしても誤解を生じないもの
 - ex. 猥褻 わいせつ 煙草 たばこ 昭和 29 年以前は、仮名の部分に傍点を付けた。
 - a 単語の一部分だけを仮名に改める方法はできるだけ避ける。
 - ex. 屠殺 とさつ(と殺) 斡旋 あっせん(あっ旋)
 - b 漢字を用いた方がわかりよい場合は、この限りでない。
 - ex. あへん煙 橋りょう ちんでん池 ほうろう鉄器
 - (イ) 常用漢字表からはずれた部分を一定の他の漢字に改めるもの
 - ex. 慰藉料 慰謝料 雇傭 雇用 訊問 尋問
 - (ウ) 他の一定の言葉に言い換えるもの
 - ex. 瑕疵(カトレ) きず・欠陥 淫行(レトルこう) みだらな性行為 牙保(メヤロ) 周旋(レゅうせん)
 - (I) 「常用漢字表」にない漢字を用いた専門用語等であって、他に言い換える言葉がなく、 仮名で書くと理解できないと認められるようなものは、振り仮名を付ける。
 - cf.「「法令における漢字使用等について」別紙1漢字使用について(5)」
 - ex. 砒素、穀分

- (オ) わかりやすい日本語に改めるもの
 - ex. 紊乱(びhらh) 乱す 懈怠(けた!) 怠り 隠蔽(いhぺ!) 隠す
- エ 固有名詞については、基準なし
 - cf.「「法令における漢字使用等について別紙3その他(1)」
- (2) 漢字の音訓使用について留意すべき事項
 - ア 漢字と仮名との使い分けの基準
 - cf.「「公用文における漢字使用等について」別紙1漢字使用について(2)」
 - (ア) 代名詞は原則として漢字
 - ex. 何 我々 彼
 - (イ) 接続詞は原則として仮名

〔例外〕 「及び」「並びに」「又は」「若しくは」

- (ウ) 助動詞及び助詞は仮名
- (I)「常用漢字表」にあっても漢字を用いない語 条文を柔らかくするため
 - cf.「法令における漢字使用について別紙 1(4)」
 - ex. 因り により 虞・恐れ おそれ 従って したがって 但書 ただし書
- (オ) 副詞及び連体詞は原則として漢字
 - ex. 直ちに 最も 少なくとも 初めて 特に 大きな 我が(国)
- (カ) 漢字を使用する場合と意味において違いを認める場合
 - ex. こと とき ところ もの とも ほか とおり ない ...ていく ...てくる
- イ 異字同音(訓)の取扱い
 - (ア) 同音異字:「法令における漢字使用について別紙1(6)」のとおり 「附則」「附属」「附帯」「附置」「寄附」以外は「付」
 - (イ) 異字同訓 : 「「異字同訓」の漢字の用法」(昭和 47 年国語審議会漢字部会) のとおり
 - a 「聞く」と「聴く」
 - ex. 「物音を聞いた」「国民の声を聴く」
 - b 「越える」と「超える」
 - ex. 「丘を越える」「百万円を超える」
 - c 「採る」と「執る」
 - ex. 「第二案を採る」「緊急措置を執る」

2 送り仮名

- (1) 単独の語 漢字の音又は訓を単独で用いて、漢字 1 字で表す語
 - cf.「「法令における漢字使用等について」別紙2送り仮名の付け方について(1)」
 - ア 活用のある語
 - cf.「「送り仮名の付け方」(昭和48年内閣告示第2号)本文通則1「本則」「例外」 通則2「本則」」
 - (ア) 原則として、活用語尾を送る。活用語尾以外の部分に他の語を含む語は、含まれている語の送り仮名の付け方によって送る。
 - ex. 表<u>す</u> 陥<u>れる</u> 賢<u>い</u> 主<u>な</u> 集<u>まる</u>(集める) 交<u>わる</u>(交える)
 - (イ) 語幹が「し」で終わる形容詞は、「し」から送る。
 - ex. 著しい 惜しい 珍しい
 - (ウ) 活用語尾の前に「か」「やか」「らか」を含む形容動詞は、その音節から送る。
 - ex. 明らかだ 暖かだ 細やかだ 柔らかだ

イ 活用のない語

cf.「「送り仮名の付け方」本文通則3~5「本則」「例外」」

- (ア) 名詞
 - a 原則として、送り仮名を付けない。
 - b 最後の音節を送る。
 - ex. 辺り 勢い 幾ら 後ろ 傍ら 互い 半ば 斜め 独り 自ら 災い
 - c 数をかぞえる「つ」を含む名詞は、その「つ」を送る。
 - ex. 一つ 幾つ
 - d 活用のある語から転じた名詞及び活用のある語の「さ」「み」「げ」等の接尾語が付いて 名詞になったものは、もとの語の送り仮名の付け方によって送る。
 - ex. 当<u>たり</u> 代<u>わり</u> 調<u>べ</u> 届<u>け</u> 初<u>め</u> 向<u>かい</u> 大<u>きさ</u> 重<u>み</u> 惜<u>しげ</u> 〔例外〕 趣 印 帯 卸 次 隣 富 話 光 舞 係 組 巻 割
- (イ) 副詞、連体詞及び接続詞
 - a 原則として、最後の音節を送る。
 - ex. 及<u>び</u> 必<u>ず</u> 更<u>に</u> 少<u>し</u> 既<u>に</u> 再<u>び</u> 全<u>く</u> 最<u>も</u> 来<u>る</u>(きたる) 去<u>る</u> 〔例外〕 明<u>くる</u> 大<u>いに</u> 直<u>ちに</u> 並<u>びに</u> 若<u>しくは</u>
 - b 他の語を含む語は、含まれている語の送り仮名の付け方によって送る。
 - ex. 併せて(併せる)至って(至る)必ずしも(必ず)例えば(例える)
- (ウ) 表に記入する場合等の取扱い
 - ex. 晴(れ) 曇(り) 問(い) 答(え) 終(わり) 生(まれ)

- (2) 複合の語 漢字の訓と訓、音と訓などを複合させ、漢字二字以上を用いて表す語 cf.「「法令における漢字使用等について」別紙 2 送り仮名の付け方について(2)」
 - ア 原則として、その複合の語を書き表す漢字の、それぞれの音訓を用いた単独の語の送り仮名 の付け方による。
 - cf.「「送り仮名の付け方」本文通則 6「本則」」
 - ex. 明け渡す 届け出る 取り消す 願い出る 申し込む 譲り渡す
 - イ 活用のない語で読み間違えるおそれのない語については、送り仮名を省く。
 - cf.「「送り仮名の付け方」本文の通則6「許容」」
 - ex. 明渡し 期限付 組合せ 差押え 届出 月払 取締り 日雇 未払 申出
 - ウ 活用のない語で慣用で固定していると認められるような語については、送り仮名を付けない。 cf.「「送り仮名の付け方」本文通則7」
 - ex. 合図 請負 概算払 所得割 払入金 読替規定 支払済 取扱所 見込額
- (3) 常用漢字表の付表の語は、同表の例示のとおり
 - cf.「「法令における漢字使用等について」別紙2送り仮名の付け方について(3)」「「送り仮名の付け方」本文の付表の語(1のなお書を除く。)」

3 仮名

(1) 平仮名書きの原則

現代仮名遣いによる平仮名で表記

歴史的仮名遣いによる平仮名書き口語体の条例等の一部改正にあっても同様

[例外] 外来語、外国の地名・人名

片仮名書き文語体の条例等の改正 - 溶込み方式 -

引用する部分、溶込む部分以外の表記は、新表記による。

すべて濁点・半濁点が付けられたものとして引用、改正する。

送り仮名の表記については、各々の条例等に合わせる。

計量の単位(横書きの表や様式中では記号使用も可)

号の細目(イ、ロ、ハ~)

(2) 促音及びよう音

平仮名であっても片仮名であっても「小書き」

- [例外] 片仮名書き文語体の条例等の一部改正(外来語等を片仮名で表記する場合は、従前から「小書き」)
- 〔例外 〕 平仮名書き口語体の条例等で促音及びよう音を「小書き」にしていないものの一部 改正(昭和63年12月までは、「小書き」にしていなかった。)
- 〔例外 〕 振り仮名

4 既存の条例等を改正する際の漢字・仮名の使い方

表記の基準が改められた場合には、新しい基準 (「法令における漢字使用等について」) は、既存の条例等の一部を改正する場合にも適用される。

なお、本府においては、原則として、改正される条例等のすべての条項について新表記を用いる取扱いとしており、実体的な改正を要しない条項についても、新表記に合わせるための改正を行う必要がある。

5 数字

- (1) 縦書きの文章の中で用いる場合は漢数字
 - ア 原則として、数の位を表示する語を付して表記する。「 〈畑州十〇川川川川 」
 - イ 「壱、弐、参~」は用いない。
 - ウ 分数は「 四次の四尺十」
 - エ 小数点は「・・」」」=「・」を使う。
- (2) 縦書きの表の中で用いる場合は漢数字
 - ア 数の位を表示する語を省略し、三桁ごとに「、」を付ける。
 - イ 零は「」(º)
- (3) 横書きの別表の中で用いる場合は算用数字(アラビア数字)
 - ア 三桁ごとに「」を付ける。
 - イ 分数は「 $\frac{190}{100}$ 」 $\frac{(190 / 100)}{}$
 - ウ 小数点は「0.02」=「.」を使う。
 - 〔例外〕 住居表示における「何丁目」
- (4) 序数の場合は「第」をつける。 「第一条、第二項、第三号...」
- (5) 数字で期間・期日を表す場合 「一週間」、「十五年」、「三月三十一日」、「六月 」 暦の年・月と混同するおそれのない限り、「 箇月」としない。

6 符号

- (1) 句読点等
 - ア 「。」(句点) 文章の終わり -
 - (ア) 文章が動詞形で終わる場合は、その後に必ず付ける。
 - (イ) 文章が名詞形で終わる場合は、原則として付けない。 ただし、次の場合には付ける。
 - ・各号列記が「こと」「とき」で終わる場合
 - ・すぐ後に文章が続く場合

- イ 「、」(読点) 文章の切れ、続き -
 - (ア) 主語の後には必ず付ける。 副詞句、形容詞句その他の条件句・条件文における主語の後には付けない。
 - (イ) 名詞を並列して用いる場合
 - a 二つを並列するときは、「及び」「又は」で結ぶ。
 - b 三つ以上を並列するときは、最後を「及び」「又は」で結び、それまでは読点で結ぶ。
 - (ウ) 動詞、形容詞、副詞を並列して用いる場合
 - a 二つを並列するときも、「及び」「又は」の前に読点を付ける。
 - b 三つ以上を並列するときも、最後の「及び」「又は」の前に読点を付け、それまでも 読点で結ぶ。
 - (I) 名詞を並列して「その他(の)」でくくる場合には、「その他(の)」の前に付けない。
 - (オ) 動詞、形容詞、副詞を並列して「その他」でくくる場合には、「その他」の前に付ける。
 - (カ)「かつ」(句をつなぐ場合)の前後には付ける。 名詞と名詞を結ぶ場合には付けない。
 - (キ)「ただし」「したがって」「この場合において」等の接続詞(句)の後には付ける。
 - (ク) 主語と述語との間に長い条件句(文)を挿入する場合には前後に付ける。
 - (ケ) 名詞を説明するために「で」「であって」を用いて字句を接続させる場合
 - a 原則として読点をつけない。
 - b 字句が相当長い場合には、読点をつける。ただし、他の目的のための読点と混同する おそれのあるときは、付けない。

- (コ) 対句の場合
 - a 原則として対句の接続のところにだけ付ける。
 - b 対句の中における主語の後や対句を受ける述語の前には付けない。
- ウ「・」(なかぽつ)
 - (ア) 目次において章等に含まれる条の範囲を示す場合で、その含まれる条が二のとき 三以上のときは「 」(バー)
 - (イ) 縦書き数字の小数点
 - (ウ) 外来語で二つの単語が集まって一つの言葉を形成しているもの
 - (I) 二個以上の名詞が密接不可分で「、」で結ぶのが適当でない場合

(2) 括弧

ア (縦丸括弧)

- (ア) 見出し
- (1) 法律、条例等の題名の下の法律番号、条例番号
- (ウ) 字句の定義、略称
- (I) 字句の意味の限定、拡大
- (オ) 字句の置換え
- (カ) 目次において章等に含まれる条の範囲
- (キ) 他の規定の引用に伴う要旨付記
- (ク) 別表、別記様式等と関係する本則の条名

イ「()」(横丸括弧)

号の細分であるイ、ロ、ハ...をさらに細分する(1)、(2)、(3)...

- (ア) 用語の定義
- (イ) 字句の略称
- (ウ) 読替規定
- (I) 一部改正条例における改正部分

(3) 繰り返し符号

「々」以外は原則として用いない。

用語

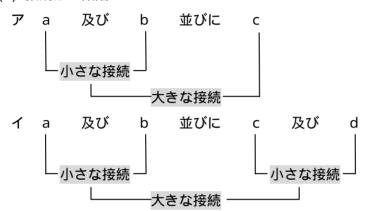
- 1 「及び」「並びに」「かつ」=「~と~」「~も~」「AND」
 - (1) 接続が一段階

ア aとb=a及びb

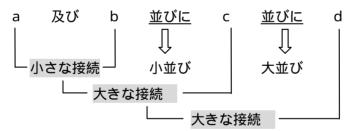
イ aとbとcとd = a、b、c及びd

aし、bし、cし、及びdする(動詞、形容詞、副詞)

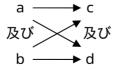
(2) 接続が二段階



(3) 接続が三段階以上(「大並び」「小並び」)



(4)いわゆる " ^を 響掛け " の「及び」 - 「 a 及び b の c 及び d 」 -「 a の c 」「 a の d 」「 b の c 」「 b の d 」を意味する。



「かつ」は、前後の語句が一体となってある意味を表す場合及び2つ以上の条件等をともに必要とする場合に用いる。

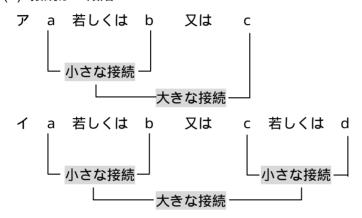
- 2 「又は」「若しくは」=「~か~」「OR」
 - (1) 接続が一段階

ア aかb=a又はb

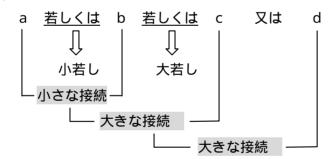
イ aかbかcかd = a、b、c又はd

aし、bし、cし、又はdする(動詞、形容詞、副詞)

(2) 接続が二段階



(3) 接続が三段階以上(「大若し」「小若し」)

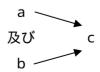


3 「及び」と「又は」

「及び」と「又は」は意味の上で対等(上下の区別はない)

(1)「及び~又は」

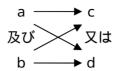
ア 「aもbも、cのことを 「a及びbは、cのことを してはならない。」 してはならない。」



「a又はb」とはしない。

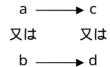
イ いわゆる " ^{をすき}掛け "

「aもbも、cあるいはdのことを」「a及びbは、c又はdのことをしてはならない。」 してはならない。」



(2)「又は~又は」

「aはcのことをしてはならず、 「a又はbは、c又はdのことを bはdのことをしてはならない。」 してはならない。」



- 4 「以上」「以下」「超」「未満」
 - (1)「以上」と「以下」 基準点を含む。
 - (2)「超」と「未満」 基準点を含まない。
- 5 「以前」「以後」「前」「後」
 - (1)「以前」と「以後」 基準となる時点を含む。

cf.「以降」 ある時点以後制度的に毎年又は定期的に継続して行われる事柄 ex. 予算、恩給、選挙等

(2)「前」と「後」 基準となる時点を含まない。

cf.「~の日から」 午前零時でない限り起算日を含まない。

「~の日から起算して」 起算日を含む。

「~の日の翌日から起算して」 翌日が起算日となる。

- 6 「直ちに」「遅滞なく」「速やかに」
 - (1) 時間的即時性 「直ちに」>「速やかに」>「遅滞なく」
 - (2) 義務違反性 「速やかに」は単なる訓示規定

7 「場合」「とき」「時」

「場合」 仮定的条件、包括的条件

「とき」 時点、仮定的条件

「時」 特定した時点そのもの「条件の意味はない。]

「~の<u>場合(時)</u>において、~である<u>とき</u>は、~」(仮定的条件が2つ重なる場合に用いる。)

8 「者」「物」「もの」

「者」 法律上の人格を有するもの(法人、自然人)

「物」 法的人格を有するもの以外の有体物

「もの」 「者」又は「物」に該当しないもの、人格のない社団又は財団…(*) (*)と人格者(法人、自然人)を含めて指す場合 「~の者(物)で、~のもの」(ある人や事柄に更に用件を重ねて限定する場合に用いる。)

9 「その他」「その他の」

「その他」 前後の字句が並列の関係にある場合

「その他の」前の字句が後の字句の例示

10 「同」

直近の同一の字句の反復を避けて法令を見易くする。

(1) 条の場合

ア 第 42 条第 1 項の後ろに第 42 条第 3 項がある場合 同条第 3 項

イ 第 42 条第 1 項を指す場合 同項 (同条同項とはしない。)

(2) 年月日の場合

ア 平成 23 年 7 月 1 日から同月 19 日まで(同年同月とはしない。なお、<u>同年 7 月</u> 19日と誤記することが多くみられるので注意すること。)

イ 平成 23 年 7 月 1 日から同年 8 月 19 日まで

(3) 住居表示(表中)

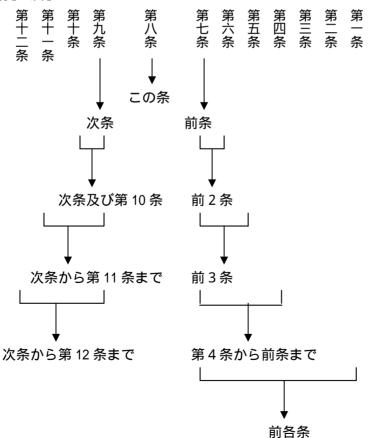
1	大阪市中央区大手前二丁目 1番 22号	
2	同 同 備後町一丁目 11 番 2 号	
3	同 北区曾根崎三丁目1番1号	
4	同 同 曾根崎二丁目3番6号	
5	東大阪市中小阪一丁目2番6号	
6	同	

市、…丁目、番、号を各々「同」で受けることも可注:「 丁目」の は、必ず漢数字で書くこと。

11 「当該」

- (1) 前出の特定の対象と同一のもの
- (2)「そこで問題となっている場合のそれぞれの」
- (3)「当該各号」 該当するそれぞれの号
- (4)「当該職員」 一定の行政上の権限を有する職員

12 「前」「次」



13 「規定に基づき」「規定により」

「規定に基づき」 法令の根拠を広い意味で捉える。

「規定により」

具体的にある条文の規定を捉えて引用する。

14 「前項の」「前項に規定する」「前項の規定による」「前項の場合において」「前項に規定する場合において」

(1)「前項の」と「前項に規定する」 特定の意味内容の語句・事項をそのまま引用する。

(2)「前項の」と「前項の規定による」 前項が根拠となっていることを明示する。 大阪府においては、「前項の」 根拠となっている部分が名詞形 「前項の規定による」 根拠となっている部分が動詞形

(3)「前項の場合において」と「前項に規定する場合において」

「前項の場合において」
前項で規定された事項の全部を受けて、その

内容を補足する。

「前項に規定する場合において」
前項の仮定的条件の部分のみを受ける。

15 「推定する」「みなす」

「推定する」 別の取り決め、反証がある場合にはそちらに従う。

「みなす」 別の取り決め、反証があってもそれに左右されない。

いかなる場合でも規定どおりの効果が生じる。

16 「してはならない」「することができない」

「してはならない」
文字どおり禁止の意味

違反は処罰の対象となることがある。

違反して行われた行為については有効

「することができない」 法律上の権利又は能力がない。

違反は処罰の対象にならない。

違反して行われた行為については無効

17 「することができる」「することがある」

「することができる」
能力を付与する。

「することがある」 権限のある者が自らの意思を表す場合

18 「とする」「するものとする」「同様とする」

「とする」 創設的、拘束的な意味

cf.「である」は、一定の事実について説明

「するものとする」 若干弱いニュアンスの義務づけ < 「しなければならない」

「同様とする」
同様の規定の繰返しを避ける。

大阪府においては、行政機関等に「するものとする」を用いた場合、「しなければならない」と同意義としている。

19 「例とする」「例による」「準ずる」

「例とする」 規定どおりにする義務があるが、合理的理由がある場合に

は規定どおりにしなくても法律上の義務違反となるもので

はない。 < 「するものとする」

「例による」 他の法令の制度、手続を包括的に適用する。

cf.「準用する」は、そこに示された法令の個々の規定のみが対象

「準ずる(準じて)」 準じられるものとほぼ同様の取扱いをする。 「類する」

20 「~に係る」「~に関する」

関連性の強さで使い分ける。 「係る」 > 「関する」

- 21 「掲げる」「規定する」「定める」
 - (1)「掲げる」と「規定する」

「掲げる」 各号列記部分において、当該各号の全体を指す場合

表の全部を対象とする場合

「規定する」

各号列記のうちの特定の号の特定の語句を対象とする場合

表の中の特定の語句を対象とする場合

(2)「掲げる」と「定める」

セットで使用する。

ア 各号列記の場合

ex.「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の使用料」

イ 表の場合

ex.「次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める金額」

(3)「規定する」と「定める」

「規定する」 特定の意味内容のまま用いる。

ex. 「第 条に規定する...」

「定める」 根拠となる事項を概括的に捉える。

ex.「この法律(条例)に定めるもののほか」

22 「なお効力を有する」「なお従前の例による」 共に改正前の規定によることを表す。

*相違点

	なお効力を有する	なお従前の例による
	一定の事項について旧条例	旧条例の規定はその効力を
	の規定はその効力を存続し	失っているが、一定の事項に
意味	て適用される	ついて(規則等を含め)包括
		的に旧条例の規定により取
		り扱う
	旧条例の規定	「なお従前の例による」とい
 適 用 さ れ る 規 定	(「なお効力を有する」と	う規定
	いう規定により旧条例の規	
	定の効力が存続するため)	
	条例改廃の際、これに基づく	条例改廃の際、これに基づく
	規則を改廃するときに所要	規則について条例の改廃に
規則等の改廃の必要性	の経過措置を設ける必要 <u>あ</u>	合わせた改廃をすればよく、
	<u>1)</u>	特に経過措置を設ける必要
		<u>なし</u>
	後に改正することも可	後に改正することは不可
旧条例の改正の可否	(旧条例の規定は効力が	(旧条例の規定は失効し
	存続しているため)	ているため)

【資料】法令の用字・用語 事例

1 「及び」・「並びに」の例

自然の中での宿泊を伴う団体生活及び野外活動を通じて心身ともに健全な少年の育成を図るため、 (大阪府立少年自然の家条例第一条)

団体生活

を通じて心身ともに健全な少年の育成を図るため、

自然の中での宿泊を伴う-

野外活動

末手当を支給する。(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第八条)派遣職員には、ときは、その派遣の期間中、 給料、 扶養手当、 地域手当、 住居手当及び期

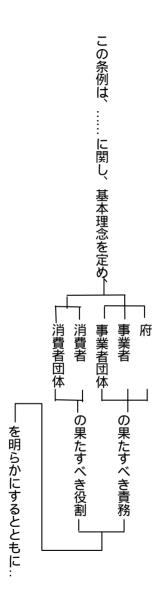
派遣職員には、ときは、 その派遣の期間中、 扶養手当 地域手当 給料 期末手当 住居手当 を支給する。

関する総合的な施策を策定し、 府は、青少年の自主性を尊重し、及び市町村と連絡調整を緊密に行いつつ、青少年の健全な育成に (大阪府青少年健全育成条例第四条第一項)

を策定し、..... 府は、 市町村と連絡調整を緊密に行いつつ 青少年の自主性を尊重し 青少年の健全な育成に関する総合的な施策

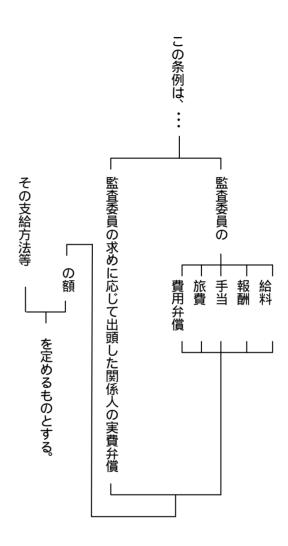
費者及び消費者団体の果たすべき役割を明らかにするとともに. この条例は、に関し、基本理念を定め、府、事業者**及び**事業者団体の果たすべき責務**並びに**消

(大阪府消費者保護条例第一条)



出頭した関係人の実費弁償の額並びにその支給方法等を定めるものとする。 この条例は、・・・・監査委員の給料、報酬、手当、旅費及び費用弁償並びに監査委員の求めに応じて

(大阪府監査委員条例第一条)



2 「又は」・「若しくは」の例

化製場又は死亡獣畜取扱場の設置者は、.....

(大阪府化製場等に関する法律施行条例第六条)

化製場 死亡獸畜取扱場 の設置者は、

この法律において「ものづくり基盤技術」とは、工業製品の設計、製造又は修理に係る技術のうち (ものづくり基盤技術振興基本法第二条第一項)

この法律において「ものづくり基盤技術」とは、工業製品の 製造 設計 に係る技術のう

修理

知事は、 特別の理由があると認めるときは、 分担金等を減額し、 (大阪府営土地改良事業分担金等条例第四条) 又は免除することができる。

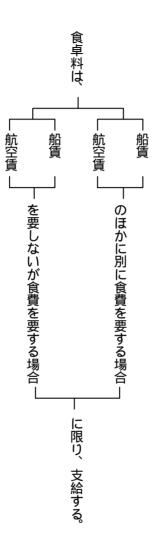
知事は、 特別の理由があると認めるときは、 分担金等を 免除する 減額し ことができる。

の規定による許可をする権限を有する..... 消防法第十一条第一項の規定による許可又は高圧ガス保安法第五条第一項者しくは第十四条第一項

(石油コンビナート等災害防止法第九条第一項)

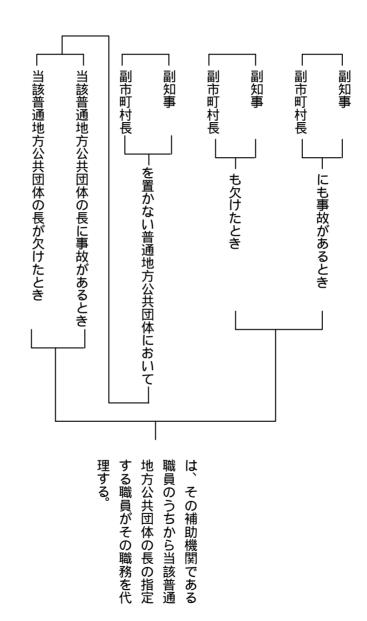


が食費を要する場合に限り、 食卓料は、 船賃着しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃着しくは航空賃を要しない 支給する。 (職員の旅費に関する条例第三十条第二項)



があるとき着しくは当該普通地方公共団体の長が欠けたときは、 は副知事者しくは副市町村長を置かない普通地方公共団体において当該普通地方公共団体の長に事故 当該普通地方公共団体の長の指定する職員がその職務を代理する。 副知事**若しくは**副市町村長にも事故があるとき**若しくは**副知事**若しくは**副市町村長も欠けたとき**又** その補助機関である職員のうちから

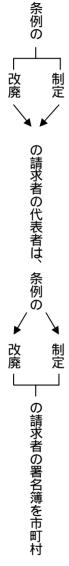
(地方自治法第百五十二条第二項)



3 「及び~又は」・「又は~又は」 予定収入及び予定支出は、第一項又は前項の目節の区分に従って執行しなければならない。 の例 (大阪府企業財務規則第十一条第三項)



理委員会に提出して.... 条例の制定又は改廃の請求者の代表者は、 条例の制定又は改廃の請求者の署名簿を市町村の選挙管 (地方自治法第七十四条の二第一項)



の選挙管理委員会に提出して.....

特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が、同和地区にあるかないかについて......

(大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例第五条第一項第一号)

その親族の 特定の個人の 過 去 現 在 I の居住地が、同和地区にあるかないかについて.....

4 「以上」「未満」の例

地方自治法

第九十一条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定

- い範囲内で定めなければならない。 市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えな2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる
- 二 人口二千以上五千未満の町村 十四人 十二人 十二十二人
- 四、人口一万以上二万未満の町村・・・一十二人三、人口五千以上一万未満の町村・・・十八人
- 二十六人五人口五万未満の市及び人口二万以上の町村
- 八(人口二十万以上三十万未満の市)三十四人七(人口十万以上二十万未満の市)三十四人六(人口五万以上十万未満の市)三十人
- 九、人口三十万以上五十万未満の市の一四十六人
- 十一人口五十万以上九十万末満の市 五十六人
- 3から10 まで (略)十一 人口九十万以上の市

5 「以降」の例

大阪府流水占用料等条例

毎年度当初に当該年度分を徴収する。 場合においては、当該翌年度以降の流水占用料等は、収する。 ただし、許可の期間が翌年度以降にわたる第三条 流水専用料等は、流水占用料等の許可の際徴

できる。 度内において当該流水占用料等を分納させることがの規定にかかわらず、流水占用料等を徴収すべき年2 知事は、特別の理由があると認めるときは、前項2

6 「直ちに」「遅滞なく」「速やかに」の例

ならない。 ときは、速やかに、許可証の再交付を受けなければ第十条 営業者は、許可証を破り、汚し、又は失った大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例

ちに、これを知事に返納しなければならない。 けた後において失った許可証を発見したときは、直2 営業者は、前項の規定により許可証の再交付を受2

その営業所ごとに交付しなければならない。
「直ちに、当該登録に係る申請者(前条第一項の申2)知事は、前項の規定による登録をしたときは、

3・4 (略)

・「場合」「とき」「時」の例

児童虐待の防止等に関する法律

おおり できない。 おり は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した所長、所員その他の職員及び当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又

知事の職務を代理する順序を定める規則

(略)

法

大阪府営住宅条例

第九条

中略)

4 入居者が法第二十八条第一項の規定に該当する4 入居者からの収入の申告がない場合について準用って、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第八条第かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第八条第かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第八条第の、この場合において、第一項ただし書の規定は、第の人の申告に基づき、当該公営住宅の毎月の家賃の額は、第の人民者からの収入の申告がない場合において、第一項の規定に該当する。

5・6 (略)

者」「物」「もの」 の例

大阪府都市計画審議会条例

第一条 する委員で組織する。 審議会は、 次に掲げる者につき、知事が任命

学識経験のある者

士一人以内

関係行政機関の職員

十一人以内 六人以内

府議会議員

五 長を代表する者 を代表する者 ニー・カラ おいてになっている 一人以内市町村 (大阪市を除く。 次号において同じ。) の 市町村の議会の議長を代表する者

大阪市長及び大阪市会議長

二人以内 二人以内

(略)

大阪府財務規則

第七十三条 物品の分類は、次の各号に掲げるとおり とし、その意義は、それぞれ当該各号に定めるとこ ろによる。

- て財産的価値のあるもの(第三号から第五号までまま比較的長期間にわたって使用又は保存に耐え に定める物を除く。)をいう。 **備品 性質又は形状が変わることなく、原形の**
- る物を除く。)をいう。 は形状が変わるもの(次号から第六号までに定め 消耗品
 比較的短期間に消耗され、その品質又

三から七まで (略)

(略)

大阪府暴力団排除条例

第十一条 知事は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる 措置を講ずるものとする。

するために必要な資格を与えないこと。 められる者に対し、公共工事等に係る入札に参加 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認

_ <u>:</u> (略)

るものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置 団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められ 下げた日から一年を経過しない者であって、暴力 当な理由がなく取り下げ、かつ、 当該登録を取り 公共工事等に係る入札の参加の資格の登録を正

五六 (略)

暴力団の排除を図るために必要な措置 前各号に掲げるもののほか、公共工事等からの

(略)

9 「その他」「その他の」の例

大阪府青少年健全育成条例

第二十二条 知事は、道路その他公衆の通行の用に供 者に対し、期限を定めて、当該広告物の内容の変更 るときは、 が第十三条第一項各号のいずれかに該当すると認め する場所から見えるような方法で表示された広告物 その他必要な措置をとることを命ずることができる。 当該広告物の広告主又はこれを管理する

大阪府事務決裁規程

第四条部長が専決できる事項は、次のとおりとする。 すること。 府行政の執行で軽易なものの企画及び調整に関

- 軽易な訓令及び訓達に関すること
- 軽易な告示及び公告に関すること。

ること。 重要な通達、通知、照会その他の往復文に関す

五 分に関すること 重要な許可、認可、 免許、登録その他の行政処

六から三十二まで (略)

同 の例

非常勤職員の災害補償に関する条例

第一条 (略)

2 とする。 うことをいい、公務の性質を有するものを除くもの 次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行 この条例で「通勤」とは、職員が、勤務のため、

住居と勤務場所との間の往復

- 勤務場所への移動を除く。) て就業している場合における当該就業の場所から の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動 (規則で定める職員に関する法令の規定に違反し 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他
- 三 第一号に掲げる往復に先行し、又は後続する住 る。) 居間の移動(規則で定める要件に該当するものに限
- 3 掲げる移動は、 又は同項各号に掲げる移動を中断した場合において の間を除き、 の最小限度のものである場合は、 則で定めるものをやむを得ない事由により行うため 逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であつて規 は、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に 職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し この限りでない。 同項の通勤としなり。 当該逸脱又は中断 ただし、

4から7まで (略)

11 「当該」の例

大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条

第九条 知事は、 に対し必要な指示をすることができる。 の規定に違反したときは、当該興信所・探偵社業者 興信所・探偵社業者が第七条第一項

2 (略)

職員の勤務時間、 休日、休暇等に関する条例

該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休第十五条 任命権者は、職員が次の各号のいずれかに 暇を与えることができる。

- する場合 必要と認める日又は時間裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭一 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、
- 必要と認める日又は時間 | 選挙権その他公民としての権利を行使する場合
- 三から六まで(略)

大阪府環境影響評価条例

- 況を検査させることができる。 おいて、この条例の施行に必要な限度において、当 該職員に、事業者等の事務所又は対象事業が実施さ 該職員に、事業者等の事務所又は対象事業が実施さ 第四十四条 知事は、対象事業に係る工事の着手後に
- ならない。 分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければ2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身

12 「規定に基づき」「規定により」の例

大阪府中央卸売市場事業条例

な事項を定めるものとする。 つき、中央卸売市場事業の設置及び経営に関し必要自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の規定に基1当法(昭和二十二号。以下「法」という。)及び地方法律第二百九十二号。以下「法」という。)及び地方名一条 この条例は、地方公営企業法(昭和二十七年

大阪府統計調査条例

下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以

- 一 (略)
- の報告を妨げた者
 「第四条第一項の規定により報告を求められた者
- 項に規定する場合において」の例規定による」「前項の場合において」「前項の場合において」「前項の

大阪府行政手続条例

- 書及び証拠書類等を提出することができる。 頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述第二十一条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出
- ことができる。 求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示す 2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その

大阪府情報公開条例

- 該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。 定により請求書の補正を求めた場合にあっては、当行わなければならない。ただし、第七条第六項の規は、公開請求があった日から起算して十五日以内には、公開三章第一節において「公開決定等」という。)第十四条(前条第一項及び第二項の決定(以下この章
- 2 実施機関は、前項に規定する期間内に公開決定等

を書面により通知しなければならない。かに、請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由とができる。この場合において、実施機関は、速やときは、その期間を十五日を限度として延長するこをすることができないことにつき正当な理由がある

3 (略)

大阪府中央卸売市場業務規程

らない。 中央市場に備えるせり人登録簿に登録しなければな中央市場に備えるせり人登録簿に登録しなければなする場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を提出があったときは、次条の規定により登録を拒否第十二条 知事は、前条第二項の規定による申請書の

- 一せり人の氏名及び住所
- 一登録年月日及び登録番号
- 項 一 前条第二項各号(第二号イを除く。)に掲げる事

大阪府墓地、埋葬等に関する法律施行条例

- 他必要な事項を記録しておかなければならない。同項の焼骨等の発掘又は収容の場所及び年月日その2 前項の場合において、墓地又は納骨堂の経営者は、

大阪府財務規則

- 対して資金を前渡するものとする。る場合は、別表第二の第二欄に掲げる職にある者に第四十二条(令第百六十一条の規定により支払をさせ
- 職にある者に対して資金を前渡するものとする。があるときは、当該期間中、同表の第三欄に掲げるに掲げる職にある者が欠けたとき又はその者に事故2 前項に規定する場合において、別表第二の第二欄

3・4 (略)

14 「推定する」「みなす」の例

民法

によって成年に達したものとみなす。 第七百五十三条 未成年者が婚姻をしたときは、これ

- 婦の一方が単独で有する財産をいう。) とする。及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産(夫第七百六十二条 夫婦の一方が婚姻前から有する財産
- の共有に属するものと推定する。2 夫婦のいずれに属するか明らかでない財産は、そ

15 「してはならない」「することができな

大阪府屋外広告物条例

民法

らなければ、婚姻をすることができない。第七百三十一条 男は、十八歳に、女は、十八歳にな

2 (略)

16 「することができる」「することがある」

行政財産使用料条例

ることができる。 別の理由があるときは、その全部又は一部を還付す第五条 徴収した使用料は、還付しない。ただし、特

大阪府聴聞等の手続に関する規則

日の変更を申し出ることができる。
を得ない理由があるときは、知事に対し、聴聞の期第三項の規定による通知をした場合において、やむ第四条 当事者は、知事が法第十五条第一項又は同条

- めるときは、聴聞の期日を変更することがある。
 2 知事は、前項の規定による申出に理由があると認
- 場合のほか、職権で、聴聞の期日を変更することが3 知事は、前項の規定により聴聞の期日を変更する

4 (略)

17 「とする」「するものとする」「同様とす

地方自治法

する。 第百四十条 普通地方公共団体の長の任期は、四年と

よる。 五十九条及び第二百五十九条の二の定めるところに五十九条及び第二百五十九条の二の定めるところに2 前項の任期の起算については、公職選挙法第二百2

大阪府建築基準法施行条例

- とする。
 による危険の著しい区域として知事が指定するものによる危険の著しい区域として知事が指定するもの急傾斜地崩壊危険区域以外の区域で急傾斜地の崩壊第三条、災害危険区域は、急傾斜地崩壊危険区域及び
- い。かじめ、関係市町村長の意見をきかなければならな2.知事は、前項の指定をしようとするときは、あら2.知事は、前項の指定をしようとするときは、あら
- ものとする。 その区域を公示し、かつ、関係市町村長に通知する 知事は、第一項の指定をするときは、その旨及び

4・5 (略)

大阪府地方卸売市場条例

あったときも、同様とする。 示しなければならない。その告示した事項に変更が第三十条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を告

- 十条の許可をしたとき。 法第五十五条、法第五十八条第一項又は法第六
- 二 第九条の規定による届出があったとき。
- 分をしたとき。 | 一項又は第二項の規定による処

「準ずる」の例 「例とする」「例による」「準用する」

大阪府監查委員条例

第五条(略)

2 (略)

毎月二十二日に行うことを例とする。
3 法第二百二十五条の二第一項の規定による検査は、

4 (略)

の例による。第四条の通勤手当の額は、府の一般職の職員知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例

大阪府人事委員会条例

について準用する。 第六条 前条の規定は、非常勤の委員の費用弁償の額

の市町村から起算することとする。2(前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地

大阪府都市公園条例

19「~に係る」「~に関する」の例

例に関する条例び町又は字の新設等に関する事務に係る事務処理の特大阪府市町村の区域内のあらたに生じた土地の確認及

こととする。
こととする。
こととする。
に係るものは、当該市又は町が処理するで、大阪市、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉第二条、法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であっ

する事務
- 法第九条の五第一項の規定による届出の受理に関

務 一 法第九条の五第二項の規定による告示に関する事

20 「掲げる」「規定する」「定める」の例

大阪府都市公園条例

する。 可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする者は、知事の許可を受けなければならない。許第四条 都市公園において次に掲げる行為をしようと

- こと。 はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示する
- すること。 四 別表第一又は別表第二に掲げる公園施設を使用
- 2 (略)

大阪府議会議員選挙公報発行に関する条例

第四条 (略)

- の順序は、委員会がくじで定める。 写真等を掲載する場合においては、その掲載2 一の用紙に二人以上の候補者の氏名、経歴、政見、
- できる。 の代理人は、前項に規定するくじに立ち会うことが3.前条第一項の規定による申請をした候補者又はそ

大阪府事務決裁規程

- 意義は、当該各号に定めるところによる。第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の
- 的にその意思を決定することをいう。
 ・ 決裁・知事の権限に属する事務について、最終
- 二から四まで (略)

地方自治法

- 院議員又は参議院議員と兼ねることができない。第九十二条 普通地方公共団体の議会の議員は、衆議
- 時間勤務職員」という。)と兼ねることができない。項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短の議会の議員並びに常勤の職員及び地方公務員法(昭2 普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体2

21 「なお効力を有する」「なお従前の例に

大阪府浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

第三条 (略)

2・3 (略)

項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登4(前項の規定による申請があった場合において、同

るまでの間は、なお効力を有する。は、当該有効期間の満了後もこれらの処分がなされ録又は登録の拒否がなされないときは、従前の登録

大阪府屋外広告物条例

第七条 (略)

2~4 (略)

- 許可の基準については、なお従前の例による。 許可の基準については、おり、当該許可の期間が経過した時に当該基準に抵触することとなった場合において、当該基準準に抵触することとなった場合において、当該基準準に抵触することとなった場合において、当該基準が定められた日から一年六月の間(堅ろうな広告物が、第十三条の規定により許可の基準が定められたが、第十三条の規定により許可の基準が定められたが、第十三条の規定により許可の基準が定められたが、第十三条の規定により許可を受けた広告物又は掲出物件